

令和2年第9回日進市農業委員会議事録

招集年月日	令和2年9月28日(月)
招集の場所	日進市役所本庁舎4階 第1会議室、第2会議室
開 会	令和2年9月28日(月) 午後15時02分
出席委員	<p>会長 6番 市川 豊 会長 総計 17人</p> <p>委員 1番 和田 義雄 委員 2番 尾関 洋子 委員 3番 萩野 淑子 委員 4番 牧 正行 委員 5番 伊藤 修 委員 7番 山本 裕子 委員 8番 萩野 章 委員 9番 田口 菜穂美 委員 10番 村瀬 和樹 委員 11番 武田 住男 委員</p> <p>推進委員 1番 浅井 昌行 委員 2番 加藤 秀幸 委員 3番 内藤 勝司 委員 4番 堀之内 済 委員 5番 眞野 賢一 委員 6番 村瀬 勝美 委員</p>
欠席委員	
会議事件説明のため出席した者の職氏名	
職務のため出席した者の職氏名	<p>事務局 局長 祖父江 直文 次長 岡田 剛 係長 今井 康太 主事 曾根 裕人 主事 増田 成美</p>

<p>付議事項</p>	<p>議案第1号 議案第2号 議案第3号 専決第1号 専決第2号 専決第3号 その他</p>	<p>農地法第3条第1項の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 日進市農用地利用集積計画について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について 農地法第18条第6項の規定による通知について 生産緑地のあっせん願いについて 現況証明願について 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願の取り下げについて</p>
-------------	--	---

<p>開会</p> <p>(15 : 02)</p> <p>事務局長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>出席者が定足数に達しているので、令和2年第9回農業委員会の開催を宣言する。</p> <p>それでは会長より挨拶をいただいた後、議事の取り回しをお願いします。</p> <p>(会長の挨拶)</p> <p>それでは令和2年第9回農業委員会を始めます。</p> <p>議事録署名者に5番の伊藤 修 委員と、7番の山本 裕子 委員を指名する。</p> <p>傍聴の申出が1名あったので、委員に対して意見を求める。</p> <p>(全員異議なし)</p> <p>傍聴者の入室を許可する。</p> <p>(傍聴人入室)</p> <p>議案第1号を上程。</p> <p>事務局に議案の朗読を命ずる。</p> <p>議案書朗読</p> <p>6番の案件について事務局に説明を求める。</p> <p>6番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、東小学校から北へ約84メートルの位置に所在しており、現況は畑で、作付けはされておらず、面積は27㎡です。</p> <p>申請者は、米野木町にお住まいの2名です。</p> <p>申請者は、年間100日程度農作業に従事しており、その農作業暦は19年ほどになります。</p> <p>農業用機械は、耕うん機、軽トラックを所有しています。</p> <p>この度申請者は、申請地を取得し、営農地を拡大するために今回の申請に至りました。</p> <p>申請地では大豆の栽培を予定しています。</p> <p>6番の案件について、事務局に補足説明を求める。</p> <p>農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査、当事者に対する調査の結果、特段支障ありません。</p> <p>第1号、取得後全部効率的に利用できるかについては、現地確認の結果全て耕作されています。</p> <p>第2号、農地所有適格法人以外の法人については、該当ありません。</p> <p>第3号、委託によるかどうかについては、該当ありません。</p> <p>第4号、取得後において常時従事する見込みがあります。</p> <p>第5号、下限面積について、取得後の面積は3,000㎡を超えていま</p>
---	--

<p>議長 委員 事務局 議長 議長 事務局 議長 事務局</p>	<p>す。</p> <p>第6号、転貸するかどうかについては、該当ありません。</p> <p>第7号、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかについては、現地調査の結果特に支障はありません。</p> <p>以上により、農地法第3条第1項に規定する許可の見込みがあると思われます。</p> <p>議案第1号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p> <p>申請地は広いとは言えず、申請地のみでの耕作は難しいと思うが、東隣の農地も合わせて所有しているのか。</p> <p>申請地の東隣に申請者の耕作地があり、一体利用する計画になっています。</p> <p>特に意見がないことを確認して議案第1号の案件について採決を宣言。 (挙手全員)</p> <p>議案第1号の案件について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。</p> <p>続いて、議案第2号を上程。事務局に議案の説明を求める。 (議案書朗読)</p> <p>24番から30番の案件について事務局に説明を求める。</p> <p>24番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、日進市役所から南東に約295メートルの位置に所在しており、現況は畑で、作付けはされておらず、面積は7筆合計で761.50㎡です。</p> <p>申請者は、令和元年12月9日に申請地の南側に診療所を開設し、脳神経外科、整形外科の手術やリハビリを専門として診療を行っています。</p> <p>診療所の敷地内には18台の駐車場がありますが、患者の多くは高齢者であること、交通の便が良くないことから車で来院されることがほとんどです。</p> <p>また、職員が19人在籍し、全員車出勤で常時15人勤務しているため、職員は診療所の奥に重なるように駐車せざるを得ない状態です。</p> <p>来院者は1日80人を超える日もあり、駐車場が不足している状態です。</p> <p>現状では近隣の迷惑になり、交通渋滞を引き起こしかねない状態で、小学生の通学時間と重なる恐れもあり、多くのクレームと要望が寄せられています。</p> <p>診療所の近隣は市街化調整区域であり、駐車場として利用できる土地が見当たりません。また、患者の多くは高齢者や持病のある方々のため、離</p>
---	--

れた場所の駐車場は利用上、安全上も適当ではありません。

土地の選定を行ったところ、申請地土地所有者より承諾を得ることができたため、やむを得ず申請地を選定したものになります。

排水については、雨水は申請地内で集水し、自然浸透するため、周囲の農地に対する影響もないと思われま

続きまして、25番の案件について説明します。

申請地は、東小学校の南側に所在しており、現況は畑で、野菜の栽培を行っており、面積は2筆合計で419㎡です。

申請者は、現在夫と、子供2人の4人で東郷町の賃貸住宅に居住していますが、子供の成長とともに手狭になり、一戸建て住宅の建築を計画しました。

しかし、自己所有地はなく、両親に相談したところ申請地を利用しても良いという同意を得ることができました。

土地は母が所有している土地から選定を行いましたが、いずれも狭小地で建築できない土地ばかりのため、やむを得ず申請地を選定したのになります。

排水については、汚水は浄化槽で処理した後、雨水とともに申請地南側の最終桝に集水し、道路側溝へ放流するため、周囲の農地に対する影響もないと思われま

続きまして、26番の案件について説明します。

申請地は、中部電力日進変電所の南製の位置に所在しており、現況は田で、作付けはされておらず、面積は1453㎡の内、480.26㎡です。

申請者は一般送配電事業等を営んでいます。

この度、特別高圧線の撤去工事を行うに当たり、工事用車両の駐車スペース及び工事資材等の仮設スペースが必要となりました。

そこで、工事予定地付近で土地を選定したところ、申請地所有者の承諾を得ることができたため、やむを得ず本申請に至りました。

申請地は農地であるため、一時的に工事用地として使用します。

工事終了後、農地として利用できる状態に復元します。

排水については、雨水は自然浸透するため周囲の農地に対する影響もないと思われま

続きまして27番の案件について説明します。

申請地は、日進市立図書館の南側に所在しており、現況は田で、面積は934㎡です。

この申請地については、農振農用地であるために、令和2年5月の農業委員会で「農業振興地域整備計画の変更」に係る議題としてお諮りさせて

いただいた案件となっております、農用地区域からの除外手続中です。

申請者は、現在医療法人に属し、犬山市の歯科医院にて医院長として働いています。

この度、自身の目標であった歯科医院の独立開業を計画しました。

しかし、自己所有地はなく、現在所属している医療法人との協定により、開業地は、当法人と競合しないエリアである、名古屋市以東以南、長久手市以南で選定を行ったところ、自身の居住する名古屋市から最も近い日進市にて土地を探すことにしました。

土地を選定したところ、所有者が将来的に土地利用を希望しており、承諾を得ることができなかつた等、やむを得ず申請地を選定したのになります。

排水については、汚水は浄化槽で処理した後、雨水とともに西側の集水桝に集水し、既設排水路に放流するため、周囲の農地に対する影響もないと思われます。

続きまして、28番の案件について説明します。

申請地は、南小学校から南東に約245メートルの位置に所在しており、現況は田と畑で、作付けはされておらず、面積は2筆合計で96㎡です。

申請者は、現在東郷町にて夫と娘3人で居住しています。

子供の成長や家財道具の増加とともに、借家である現住居での生活は手狭になってきており、将来の家族計画を踏まえ住宅を建築することを検討しました。

しかし、自己所有地はなく、本家に相談したところ、父が所有する申請地を使用しても良いという承諾を得ることができたため、やむを得ず申請地を選定したのになります。

排水については、汚水は浄化槽で処理した後、雨水とともに南側の最終桝に集水し、既設道路側溝に放流するため、周囲の農地に対する影響もないと思われます。

続きまして、29番の案件について説明します。

申請地は、主要地方道名古屋豊田線の五反田の交差点から南東へ約100メートルの位置に所在しており、現況は畑で、作付けはされておらず、面積は163㎡です。

申請者は、現在実家に夫と子供2人の4人で間借りして居住しています。

子供の成長と共に、家財道具が増え、今後の職場復帰や将来の家族計画を踏まえて、実家の両親の近くで助け合いながら生活していく計画を立て

	<p>議長 事務局</p>	<p>ました。</p> <p>しかし、両親が所有している土地には既に建物が建っており、他に建築可能な土地はなく、申請者も自己所有地はありません。</p> <p>土地を探していたところ、大規模既存集落内の申請地を見つけました。</p> <p>土地所有者との調整が整い他に適地がないため、やむを得ず申請地を選定したのになります。</p> <p>排水については、汚水は浄化槽で処理した後、雨水とともに西側の既設道路側溝へ放流するため、周囲の農地に対する影響もないと思われます。</p> <p>続きまして、30番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、日進郵便局の西側の位置に所在しており、現況は畑で、作付けはされておらず、面積は372㎡です。</p> <p>申請者は、現在、赤池町の賃貸住宅に妻と2人で居住しています。</p> <p>現在のアパートは駅から近く、住環境は整っていますが、将来の家族計画を踏まえると、住居が手狭になることが予想されます。</p> <p>本家での同居も検討しましたが、手狭であるため断念しました。</p> <p>また、実家の建て替えや、本家の敷地の一部を使用しての建築計画も検討しましたが、実家を建て替える甲斐性はなく、本家には住宅を建築するのに適切な広さがありませんでした。</p> <p>自己所有地はなく両親に相談したところ、父が所有している申請地を利用しても良いという承諾を得ることができたため、やむを得ず申請地を選定したのになります。</p> <p>排水については、汚水は浄化槽で処理した後、雨水とともに西側の最終柵に集水し、既設道路側溝に放流するため、周囲の農地に対する影響もないと思われます。</p> <p>24番から30番の案件について、事務局に補足説明を求める。</p> <p>受付番号24番について、権利の種類は賃借権の設定、転用目的は駐車場として利用するものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、市役所から概ね300メートル以内の区域にある農地のため、原則転用可能な3種農地と判断されますので、支障ありません。</p> <p>第2号の代替性については、第3種農地であるため、支障ありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については自己資金で造成する。また転用の妨げとなる権利を有するものについては、支障ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、申請書上に令和2年10月20日から令和2年12月10日まで完了する計画が記載されています。</p>
--	-------------------	--

	<p>他の行政庁の許可・認可等については、該当ありません。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、該当ありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについて、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>続きまして、受付番号25番について、権利の種類は使用貸借権の設定、転用目的は分家住宅を建築するものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満であるため、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である、2種農地と判断されますので、支障ありません。</p> <p>第2号の代替性については、周辺において適地が見当たらず、申請地以外の適地はありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については自己資金で造成します。また転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、申請書上に令和2年11月1日から令和3年3月31日までに完了する計画が記載されています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるため、都市計画法の申請がされています。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については該当ありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>続きまして、受付番号26番の案件について、権利の種類は使用貸借権の設定、転用目的は特別高圧線の撤去工事に伴う仮設敷地として利用するものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1項の農地区分について、駅、船舶発着所、県庁・市区町村役場及びこれらの類似施設から概ね500メートル（当該施設を中心とする半径500メートルの円で囲まれる区域の宅地割合が40%を超える場合には、40%になるまで半径を延長したときの当該半径の長さ（上限は1km））以内の区域にある農地である、2種農地と判断されますので支障ありません。</p>
--	---

		<p>この申請地は農業振興地域内の農用地ですが、一時的な利用で利用後は農地として利用できる状態に回復する計画のため、支障ありません。</p> <p>第2号の代替性については、周辺において適地が見当たらず、申請地以外の適地はありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については自己資金で造成します。転用の妨げとなる権利を有するものについては、支障ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、申請書上に令和2年11月16日から令和3年1月29日までに完了する計画が記載されています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については、該当ありません。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については隣接する雑種地と一体利用します。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、令和3年1月29日までに農地として利用できる状態に回復する計画です。</p> <p>続きまして、受付番号27番の案件について、権利の種類は所有権の設定、転用目的は歯科医院を建築するものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1項の農地区分について、市役所から概ね300メートル以内の区域にある農地のため、原則転用可能な3種農地と判断されますので、支障ありません。</p> <p>第2号の代替性については、第3種農地であるため、支障ありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については借入金で造成します。また転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、申請書上に令和2年11月1日から令和3年5月31日までに完了する計画が記載されています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるため、都市計画法の申請がされています。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、該当ありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについて、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>続きまして、受付番号28番の案件について、権利の種類は使用貸借権</p>
--	--	--

の設定、転用目的は分家住宅を建築するものです。

農地法第5条第2項第1項の農地区分について、水管、ガス管が埋設された幅員4メートル以上の道の沿道の区域で、2つの公共施設等が500メートル以内にある農地のため、原則転用可能な3種農地と判断されますので、支障ありません。

第2号の代替性については、第3種農地であるため、該当ありません。

第3号の一般基準について、資力については借入金で造成します。また転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。

許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、申請書上に令和2年11月1日から令和3年2月28日までに完了する計画が記載されています。

他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるため、都市計画法の申請がされています。

農地以外の土地との一体利用については、隣接する宅地と一体利用します。

計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。

第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについて、支障ありません。

第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。

続きまして、受付番号29番の案件について、権利の種類は使用貸借権の設定、転用目的は分家住宅を建築するものです。

農地法第5条第2項第1号の農地区分について、街区を占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地のため、原則転用可能な3種農地と判断されますので支障ありません。

第2号の代替性については、第3種農地であるため、支障ありません。

第3号の一般基準について、資力については自己資金と借入金で造成します。また転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。

許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、申請書上に許可日から令和3年3月31日までに完了する計画が記載されています。

他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるため、都市計画法の申請がされています。

農地以外の土地との一体利用については、隣接する宅地と一体利用します。

計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。

<p>議長 委員 事務局 委員 事務局 委員 事務局</p>	<p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについて、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>続きまして、受付番号30番の案件について、権利の種類は使用貸借権の設定、転用目的は分家住宅を建築するものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1項の農地区分について、市役所から概ね300メートル以内の区域にある農地のため、原則転用可能な3種農地と判断されますので、支障ありません。</p> <p>第2号の代替性については、第3種農地であるため、支障ありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については借入金で造成します。また転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、申請書上に令和2年11月1日から令和3年3月31日までに完了する計画が記載されています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるため、都市計画法の申請がされています。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、該当ありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについて、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>議案第2号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p> <p>24番について、駐車場として利用する際、どのような舗装を行うのか。砂利敷きにする計画です。</p> <p>27番の説明にあった土地選定について、所有者が将来的に土地利用を希望しているというのは、どのように解釈すればよいか。</p> <p>申請地以外の土地で土地の選定を行う中で、所有者から将来的に土地利用をしたいという申し出があり、話がまとまらなかった土地等のことを指します。</p> <p>29番について、議案説明の中で大規模既存集落内である申請地を選定したとあるが、大規模既存集落とはどういった定義か教えてほしい。</p> <p>大規模な既存集落として知事が指定した集落（指定既存集落）に、市街化調整区域に指定される前から継続して居住している家族が分家住宅を建築又は用途変更をするもので、申請地は家族が居住している指定既存集落内の土地であること等、一定の要件を満たす場合、大規模既存集落に分家住宅を建築することが可能になります。</p>
--	--

<p>議長</p>	<p>大規模既存集落は市内に点在しているわけではないため、具体的に何ヶ所あるかというのは把握していません。</p> <p>特に意見がないことを確認して議案第2号の案件について採決を宣言。 (挙手全員)</p> <p>議案第2号の案件について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。</p>
<p>事務局 議長</p>	<p>続いて、議案第3号を上程。事務局に議案の説明を求める。 (議案内容説明)</p> <p>議案第3号の内容について、整理番号2番を除く案件について、委員に対し、意見、質問を求める。</p> <p>特に意見がないことを確認して議案第3号、整理番号2番を除く案件について採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。 (挙手全員)</p>
<p>議長</p>	<p>議案第3号、整理番号2番を除くについて挙手全員を確認、原案の通り可決したことを宣言した。</p> <p>続いて、議案第3号、整理番号2番の審議に入る。</p> <p>(農業委員会法第24条(議事参与の制限)により 関係委員は退席する。)</p>
<p>議長</p>	<p>議案第3号、整理番号2番の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p> <p>特に意見がないことを確認して議案第3号、整理番号2番の案件の採決を宣言。 (挙手全員)</p> <p>議案第3号、整理番号2番の案件について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。</p> <p>(退室委員 入室)</p>
<p>議長 事務局</p>	<p>続いて、専決について一括にて事務局に報告を命じる。 (事務局より専決について一括で報告)</p> <p>専決1号 3条届出 6件 専決2号 4条届出 6件 専決3号 5条届出 2件</p>
<p>議長</p>	<p>専決の内容について委員に対し意見、質問を求める。</p>

<p>議長 事務局</p>	<p>(意見なし) 続いて、その他について一括にて事務局に報告を命じる。 (事務局よりその他について一括で報告) 生産緑地のあっせん願いについて 1件 現況証明願について 1件 生産緑地に係る主たる従事者についての証明願の取り下げについて 1件</p>
<p>議長</p>	<p>その他の内容について委員に対し意見、質問を求める。 (意見なし) 議題が終了したため、傍聴人へ退室を指示する。 (傍聴人退出)</p>
<p>事務局</p>	<p>その他連絡事項について事務局に報告を求める。 (事務連絡) ・ 次回の農業委員会 (令和2年10月28日(水) 午後3時 本庁舎4階第1会議室)</p>
<p>議長 (15 : 56)</p>	<p>特に意見がないことを確認し、全議案の終了及び閉会について宣言</p>

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年 月 日 議事録署名者 5番委員

議事録署名者 7番委員